

令和5年度里山再生事業（富岡町）仕様書

1 事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質の影響を受けた地域では、これまでも除染等が行われてきており、帰還困難区域を除き避難指示が解除されたところである。これらの地域において林業は基幹産業の一つであり、林野庁では、避難していた住民の帰還後、円滑に林業が再開できることを目的に、森林内における放射性物質対策技術等林業再生の取組について、事業規模での実証を進めているところである。

「里山再生事業」については、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、「里山再生モデル事業の成果等を踏まえ、里山の再生に向けた取組を引き続き実施する。」とされており、避難指示区域又は汚染状況重点調査区域（既に解除された区域を含む。）を有する福島県内の市町村において関係省庁が連携して、各地域の実情に即した里山再生のための取組（除染、森林整備、線量測定）を実施することとなっている。

このため、林業再生の事業規模の実証の一環として市町村の要望に応じて選定された「里山再生事業」の実施地区において、間伐等の森林施業や空間線量率の把握などを実施する。

2 事業の実施方法等

本事業は、以下の地区（民有林）を対象に、森林施業実施時における放射性物質の移動抑制に必要な技術について、実証を行うこととする。

なお、事業実施に当たっては、事前に林野庁担当者と協議の上、事業内容や実施方法を確定するものとする。

（1）事業実施箇所（地区名）（図1のとおり）

福島県双葉郡富岡町大字上手岡字坂ノ上（大倉山森林公園）

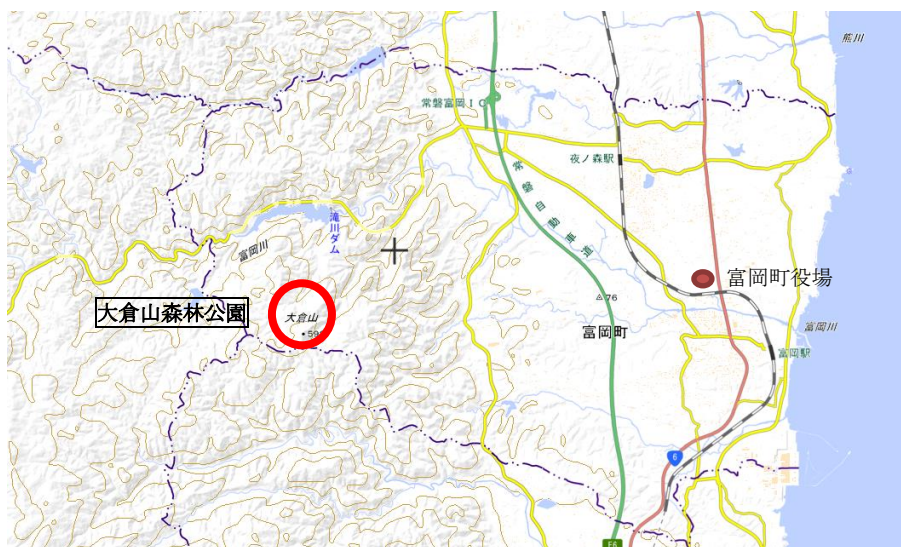


図1 事業実施箇所の位置図

（２）本事業の対象となる森林

- ・森林法第５条第１項（昭和２６年法律第２４９号）に基づく森林である（地目が林地である）。
- ・他の森林整備事業（ふくしま森林再生事業、福島県森林環境税を活用した整備事業、保安林改良事業等の治山事業等）の該当地ではない。

（３）森林整備計画の策定

下表１における森林整備計画（計画期間：３年程度）を、富岡町等と協議のうえ策定する。

森林整備計画には、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・必要な森林整備の施業種と実施予定箇所及び予定年度
- ・森林整備予定箇所での放射性物質対策（筋工など）の必要性の有無
- ・その他施業実施に必要な事項（既存の遊歩道の修繕は含まない）

表１ 森林整備計画策定の対象地区

地区名	予定面積 (ha)	林班 準林班 小班	森林 所有者	備考 (保安林等)
大倉山森林公園	１７．３ (注１)	２０林班 イ準林班 ７小 班の一部	富岡町	土砂流出防備保安林、保健保安林、山腹崩壊危険地区含む

(注１) 基本的には、大倉山森林公園の区域内にある遊歩道のうち林野庁が指定する遊歩道（延長４,３２５ｍ）の両側４０ｍ（右側・左側各２０ｍ）の範囲

（４）森林整備（放射性物質対策（筋工など）含む）箇所の選定等

森林整備箇所の選定にあたっては、航空モニタリングによる空間線量率等のほか、林況を勘案し、更新伐等の森林整備を実施することにより森林機能の維持・向上を図るように考慮する。併せて今後の森林整備の実施に必要な手続き等の整理を行う。

また、森林整備の施業方法については、森林環境保全整備事業実施要領（平成１４年３月２９日付け１３林整第８８５号林野庁長官通知）を参考とし決定する。

森林での作業については、「除染等業務ガイドライン（注２）」に基づいており、２.５μSv/hを超える地域では行わないこととする。

（注２）：「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（け）（厚生労働省制定 平成２３年１２月２２日付け 基発１２２２第６号）

（５）市町村等への事前説明

富岡町等への事業説明が必要となった場合は、富岡町等へ説明を行い理解を得る。

3 報告書の作成

報告書は、上記 2 の項目ごとに、森林整備計画及び森林整備箇所の選定に必要な調査結果（付随する関係資料を含む。）について、必要に応じ学識者等の指導・助言を得て取りまとめること。

4 事業実施期間

委託契約締結日から令和 6 年 3 月 15 日までとする。

5 成果品

（１）納入物件

- ・ 現地調査等データ（印刷物 2 部、電子媒体 2 部）
- ・ 森林整備選定箇所の写真（印刷物 2 部、電子媒体 2 部）
- ・ 令和 5 年度里山再生事業（富岡町）報告書（50 部及び電子媒体 2 部）
- ・ 納入する電磁記録媒体資料は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出する。
- ・ 報告書については Microsoft Word（doc 又は docx 形式）、現地調査等データについては Microsoft Excel（xls 又はxlsx 形式）とし、報告書に記載した表及びグラフ等については、必ず Excel データを添付する。

（２）納入場所

林野庁森林整備部研究指導課（別館 7 階ドア No. 別 701）ほか指定した場所

6 その他

- （１）受託者は事業の進行状況等を月 1 回程度定期的に報告するほか、林野庁担当者の求めに応じて報告を行い、適切な事業の執行に努めるものとする。なお、各作業着手時及び現地作業終了時においては、必ず状況を報告するものとする。
- （２）事業の目的を達成するために、林野庁担当者は、業務状況・進行状況に応じて、必要な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。なお、受託者は、打合せを行った際は、打合せの内容を記録した打合せ簿を速やかに作成し、林野庁担当者に提出する。
- （３）受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。
- （４）受託者は、業務により知り得た個人情報及び調査データ等について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、パスワードを適切に設定するなど、善良なる管理者の注意をもって、取り扱う義務を負う。
- （５）事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき、又は、事業の内容を変更する必要があるときは、受託者と林野庁担当者が協議の上、対応する。
- （６）本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第

28 条に定める全ての権利を含む。) は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て林野庁に帰属するものとする。

林野庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、農林水産省から受託者に対価が完済されたとき受託者から農林水産省に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (7) 受託者は、この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (8) 林野庁は、必要に応じて過年度における本事業調査の電子データの提供、報告書を閲覧または貸与する。
- (9) 本事業における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。